証券コード 9401

平成27年６月５日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目３番６号
株式会社 東京放送ホールディングス
代表取締役社長 石 原 俊 爾

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]
後記64～65頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、インターネットにより当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区赤坂五丁目３番２号
赤坂 BLITZ（ブリッツ）
※末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
なお、会場が満席となった場合は、隣接する第２会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

３．株主総会の目的事項
報 告 事 項　１.第88期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２.第88期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役15名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議決権の不統一行使
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご通知ください。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付（赤坂BLITZ）にご提出くださいますようお願い申しあげます。あわせて、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎開会直前には、会場受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。（※受付開始時刻は、午前９時を予定しております。）

◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（http://www.tbsholdings.co.jp/）に掲載することがございますのでご了承ください。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで)

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、緩やかな回復傾向が続きました。政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策によって株高と円安が一層進み、個人消費は一部で改善の動きに鈍さが、また企業の景況感に停滞感もみられますが、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、全体としては底堅く推移しました。

放送業界におきましては、景気の回復基調が続き、企業業績が上向くなか、スポット市場も全体としては堅調に推移し、テレビ広告費は引き続き拡大傾向を維持しました。

このような状況のもとで、当社グループは、基幹となる地上波テレビ番組のさらなる強化に取り組み、広告主のニーズに応える営業活動を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高が3,478億１千７百万円で、前連結会計年度に比べ1.8％の減収となりました。また、経常利益は189億１千５百万円で、前連結会計年度に比べ4.5％の増益となり、当期純利益は128億１千１百万円で、前連結会計年度に比べ32.8％の増益となりました。

◇放送事業

当連結会計年度における放送事業の売上高は2,129億８千５百万円で、前連結会計年度に比べ0.1％の増収となり、営業利益は41億７千１百万円で、前連結会計年度に比べ8.1％の増益となりました。

＜テレビ部門＞

地上波テレビのタイムセールスにおきましては、レギュラー番組セールスが前連結会計年度並みで推移し、単発番組では、「FIFAワールドカップ ブラジル」「アジア大会韓国仁川」「ものづくり日本の奇跡」が売上に寄与しました。しかしながら、「世界陸上モスクワ」「ソチ冬季オリンピック」、２夜連続ドラマ「LEADERS リーダーズ」といった大型単発番組が相次いだ前連結会計年度の実績には届きませんでした。

スポットセールスにおきましては、「情報・通信」等の業種を中心に、前年を上回る出稿がありましたが、視聴率が苦戦したこともあり、前連結会計年度の実績を下回る結果となりました。

当連結会計年度における地上波テレビの平均視聴率は、全日が5.9％、ゴールデンタイム9.5％、プライムタイム9.3％という結果でした。長年にわたり、朝の時間帯を支えてきた「朝ズバッ！」と「はなまるマーケット」を４月に番組改編したことで、全日視聴率は前連結会計年度の実績を下回りましたが、第３四半期以降、「あさチャン！」の視聴

率が上昇傾向に転じたことで、改善に向かっています。

バラエティでは、これまで好調の「爆報！THE フライデー」「ぴったんこカン・カン」「中居正広の金曜日のスマたちへ」に加え、“家族で一緒に見られる番組開発”という編成方針からスタートした、火曜日の「所さんのニッポンの出番」「マツコの知らない世界」、木曜日の「ニンゲン観察バラエティ モニタリング」、土曜日の「ジョブチューン～アノ職業のヒミツぶっちゃけます！」が好調に推移しており、各曜日で上昇機運が見られます。また、長寿番組の「世界ふしぎ発見！」も前年を上回る平均視聴率を記録しております。単発企画では、毎年放送している「SASUKE（サスケ）」が、若年層を中心とした根強いファンに支えられており、好調に推移している海外展開を含め、今後が大変楽しみな状況です。また新作では、夏に「６人の村人！全員集合」を放送しました。“村”の字がつく６人のタレントが１泊２日の旅に出る３時間のロケバラエティで、多くの視聴者にご覧いただくことができました。

ドラマでは、金曜ドラマ「アリスの棘」「Nのために」「ウロボロス～この愛こそ、正義。」日曜劇場「ルーズヴェルト・ゲーム」「おやじの背中」「流星ワゴン」などが多くの視聴者の支持を得ました。また、WOWOWとの共同制作ドラマ「MOZU Season１～百舌の叫ぶ夜～」は、これまでにない枠組みとスケールで、連続ドラマに新たな風を吹き込みました。また、多様化する視聴形態の中で、見逃し配信を行うことで、視聴者の新たなニーズに応えております。

スポーツでは、６月～７月にかけて「FIFAワールドカップ ブラジル」の中継を行いました。日本代表はグループリーグで敗退しましたが、その後も世界最高峰の大会は大きな注目を浴び、中継した準決勝「オランダ×アルゼンチン」は視聴率15.0％と、日本戦以外での民放最高視聴率を記録しました。また、９月～10月にのべ約80時間の長時間にわたる放送を行いました「アジア大会韓国仁川」は、ゴールデンタイム平均10.2％、プライムタイム平均9.9％の結果で、リオデジャネイロ、東京のオリンピック出場を目指す選手の活躍を余すところなく伝えることができました。

報道では、「Nスタ」と「NEWS23」の二枚看板を中心に、日々良質なニュースの発信に努めました。また、平成27年は戦後70年の節目の年であることから、恒例となった年末の長時間番組「報道の日」、また、年明けの「サンデーモーニング」では、悲惨な戦争を二度と繰り返さないというメッセージを込めた番組を編成しました。情報系では、「ひるおび！」が４年連続で同時間帯の平均視聴率トップを走っており、土曜日の「新・情報７daysニュースキャスター」は、１週間の情報をまとめてお伝えする番組として強さを発揮しております。

“未来に語り継ぐべき大切なメッセージ”をテーマに、平成25年からスタートした大型特別番組シリーズ「テレビ未来遺産」は、報道・スポーツ・科学など様々なジャンルでスケールの大きな企画に取り組みました。４月に消費税増税後の生活を池上彰さんと考える企画、５月に古代ローマのヴェスヴィオ火山の災害を教訓に“火山大国”日本の今後を考える企画、６月に高齢化社会の日本に“いのち”の大切さを問いかける企画、８月に戦争を風化させない終戦企画として満州をテーマにした特別ドラマ、10月に世界

に日本の技術をあらためて伝える企画、1月に阪神大震災から20年を伝えるドラマ企画、２月に東日本大震災を風化させない企画、またTBSのライフワークともいえる生命38億年を振り返ることで人体の神秘をひも解く企画と、幅広いテーマの番組をお届けしました。さらに３月には、TBSテレビ60周年特別企画として、５日間にわたり「ものづくり日本の奇跡」を編成しました。戦後、日本が世界に誇る「ものづくり大国」として世界に羽ばたいた軌跡を描き、多くの視聴者にご覧いただくことができました。

平成27年３月31日現在、当社グループのテレビネットワークJNN加盟社は全国28社で、前連結会計年度から変動はありません。

BS放送の市場は今期も順調に推移しましたが、BS放送の視聴可能世帯の伸びは停滞しており、楽観を許さない状況にあります。さらに、調査方法が平成27年度より機械式に変更となり、BS放送業界でも視聴者の獲得を巡る競争が一段と激化することが予想されます。今期も株式会社BS-TBSは、戦略的な番組制作と編成により高品質な番組を放送し、その結果、営業収入は今期も過去最高となりました。しかし、番組強化にともなう制作費や一般管理費等の増加により、営業利益はほぼ前年並みとなりました。本年４月より株式会社BS-TBSは当社の完全子会社となりました。当社グループの一員として連携を一層緊密にして、地上波とBS放送のシナジーによりさらなる発展を目指します。

＊視聴率は世帯視聴率。ビデオリサーチ調べ（関東地区）

＜ラジオ部門＞

タイムセールスにおきましては、消費税増税前の反動で苦戦を強いられましたが、第２四半期以降は前年実績を超える月が多く、比較的好調に推移しました。法律事務所の大型レギュラー等の一社提供枠の活況、近年見られなかった花王やクラシエなどの生活消費財企業の提供決定、さらにはキャンペーン企画などに支えられ、通期では前年並みの実績でした。

スポットセールスにおきましては、一年を通して時報枠セールスの好調、ラジオ出稿中心のスポンサーの大型発注、パーソナリティ生CMや長尺CMの活況などが影響し、前年実績を上回る売上を達成しました。この結果、タイム・スポットのトータルでも、３年ぶりに前年の実績を上回ることができました。

編成面では、昨年４月スタートの「ジェーン・スー 相談は踊る」が首都圏の個人聴取率調査で好調を維持するなど、企画に手応えを感じました。ナイターオフ編成でも40代・50代男性をターゲットにした新番組「OLÉRA(オレーラ)」を編成しました。また大阪のABCラジオから「道上洋三の健康道場」を、同じくMBSラジオから「AKB48木﨑ゆりあ2014年のシンデレラ」をネット受けするなど、JRN各局との関係も深めています。聴取率調査では、82期連続・13年８ヶ月にわたって首位をキープしています。また、３年ぶりに開催されたTBSラジオの主催イベント「ラジフェス2014」では、レギュラー・特番あわせて12番組がステージを盛り上げました。

放送関連ビジネスでは、ハウジング事業で20会場目となる「イオンモール太田」会場が11月にオープンしました。営業関連事業では、平成24年から始まった「東北希望コン

サート」が東日本大震災の津波被害にあった39市区町村の学校を３年間にわたってまわるというプロジェクトを完遂させました。全国953チームがエントリーした軟式野球大会「マルハンドリームカップ」は、11月に決勝戦が東京ドームで行われ、軟式野球日本一を決定しました。各種興行イベントは、全国でチケットが完売した主催公演の「小林賢太郎 ポツネン氏の奇妙で平凡な日々」や、番組関連イベントを中心に11公演を開催した「草月ホールシリーズ」は盛況でしたが、一部の新規自主興行イベントが振るわず、放送関連ビジネス全体で減収となる要因になりました。

平成27年３月31日現在、当社グループのラジオネットワークJRN加盟社は34社で、前連結会計年度から変動はありません。

◇映像・文化事業

映像・文化事業の売上高は1,195億5千3百万円で、前連結会計年度に比べ5.6％の減収となり、営業利益は44億６百万円で、前連結会計年度に比べ20.3％の減益となりました。

イベントの分野では、日生劇場での宝塚雪組公演「伯爵令嬢」が人気を呼びました。東急シアターオーブでは、ブロードウェイ・ミュージカル「シンギン・イン・ザ・レイン～雨に唄えば～」、ロンドンナショナルシアターの「War Horse」と世界最高峰の名作を上演し好評を博しました。赤坂ACTシアターでは、有村架純主演の舞台「ジャンヌ・ダルク」や、上川隆也主演で再演となった「真田十勇士」、蜷川幸雄演出で話題となった「海辺のカフカ」などが、好調に推移しました。そして熊川哲也率いるＫバレエ カンパニーは、「ロミオとジュリエット」「カルメン」「くるみ割り人形」「シンデレラ」といったバラエティ豊かな作品でファンを魅了しました。

展覧会関係では、国立科学博物館で開催した「特別展 医は仁術」が13万人を超える入場者を記録しました。また伝説のロシアバレエ団の衣装を展示した「バレエ・リュス展」を国立新美術館で開催し、バレエファンだけでなく幅広い方々にも好評でした。また、東京都美術館で「ウフィツィ美術館展」を開催しました。名画《パラスとケンタウロス》をはじめ、ルネサンスを代表する画家ボッティチェリの作品が一堂に紹介され話題になりました。そのほか国立科学博物館で、アマゾン川流域に生息する生物の多様性をテーマに「大アマゾン展」を開催しました。

赤坂サカスで44日間にわたって開催した「夏サカス2014デリシャカス」は、番組とコラボしたグルメ・料理のブースを出店し、昨年とほぼ同数の133万人の来場者を記録しました。

映像・ソフトビジネスでは、映画「ルパン三世」が興行収入24億5千万円のヒットとなったほか、映画「ふしぎな岬の物語」が第38回モントリオール世界映画祭ダブル受賞、第38回日本アカデミー賞優秀賞最多部門受賞など高い評価を受けました。このほか、「クローズEXPLODE」「WOOD JOB！～神去なあなあ日常～」「万能鑑定士Q―モナ・リザの瞳―」「クローバー」「娚の一生」「振り子」と次々に劇場用映画を公開し、話題を呼びました。

DVD・ブルーレイディスクでは、日曜劇場「安堂ロイド」「Ｓ-最後の警官-」、木曜ド

ラマ劇場「MOZU Season1」などのドラマタイトルが好調でした。またアニメでは、10月にファンの人気が根強い京都アニメーション制作の「甘城ブリリアントパーク」を放送し、ソフト販売も好調でした。

海外向けビジネスでは、「SASUKE（サスケ）」の販売実績が165の国と地域に拡がっており、アジア・欧米各国をはじめ、旧共産圏やアフリカなどでも放送されています。米NBCでレギュラー放送された「SASUKE」のアメリカ版“American Ninja Warrior”のシーズン６は、同時間帯14週連続視聴率トップを記録しました。また「SASUKE」は番組のコンセプトを販売するフォーマット販売も好調で、現地版の制作も、先行しているアジア（マレーシア、シンガポール）やアメリカに続き、今期は欧州初のスウェーデン版、中東初のトルコ版も実現しました。「SASUKE」は今や「日本発のグローバルコンテンツ」といえます。また、映画では「ルパン三世」が30の国と地域に販売されたほか、アニメやドラマのセールスも好調でした。

ペイテレビビジネスでは、動画配信サービスの「TBSオンデマンド」が、連続ドラマ「MOZU」のヒットなどで、売上を大きく伸ばしました。CS放送では、平成26年４月からプロ野球横浜DeNAベイスターズ公式戦中継を、従来の「TBSニュースバード」から「TBSチャンネル２」に移管しています。「TBSチャンネル２」は、同時にJ:COMなどのケーブル局やひかりTVでの放送を開始し、視聴者数を大幅に増やしました。

ライセンス事業では、ドラマとコンビニエンスストアとのタイアップを「流星ワゴン」「ウロボロス」と実施し、売上も好調でした。ドラマ「ごめんね青春！」では、番組プロデューサー自らがデザインしたキャラクター“ごめんねウナギ”等を番組に効果的に取り入れ、人気を博しました。また「あさチャン！」で放送中の「ぐでたま」が、夏からブレークし、期間限定で東京駅にオープンした“ぐでたま”スペシャルショップは、連日大盛況でした。TBSオリジナル“ぐでたま”グッズも人気を博しました。

ショッピング事業では、デイタイムでは初めての“生放送”ショッピング番組にチャレンジしました。生放送ならではの商品紹介は、予想を上回る売上につながりました。小売事業を中核とするスタイリングライフグループでは、消費税増税の影響で一部売上が伸び悩む中、原価率の改善や経費のコントロールなどにより、前年並みの営業利益を確保いたしました。

スマート（モバイル・ネット）事業では、「アジア大会韓国仁川」の番組ホームページで、ハイライト動画配信などを行い、一日あたり平均で約50万ページビュー、動画再生約10万回を記録しました。さらに「カシオオープンゴルフ」初日に石川遼選手の全プレーをライブ配信したのを皮切りに「実業団女子駅伝」、「ニューイヤー駅伝」、「高校女子サッカー」等でもライブ配信を行い、サイト上での広告収入増にも貢献しました。またデジタルサイネージ（電子看板）事業「キャンパスTV」は、全国68大学の122面まで規模を拡大し、スマートフォンアプリの展開も開始しました。

◇不動産事業

不動産事業の売上高は152億７千７百万円で、前連結会計年度に比べ2.3％の増収となり、営業利益は71億５千７百万円で、前連結会計年度に比べ13.6％の増益となりました。

開業８年目を迎えた「赤坂サカス」は、文化・エンタテインメントの発信地として人気を確立しています。「赤坂Bizタワー」のオフィス施設は、新たなテナントの獲得などもあり、増収となりました。また商業施設も、各種の興行や「Sacas広場」で開催される「ママサカス」をはじめとする様々なイベントとの連動も図って、好調に推移しています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は77億円です。

基幹システムでは、OAサブや編集ブースに供給するCGテロップを集中管理する大型のCGテロップシステムを更新しました。今後は、CGテロップ発注書の電子化、ファイルベースシステム対応機能等のリリースを実施する計画です。

中継制作設備では、小型SNG中継車を更新しました。報道番組、サッカー、野球中継の他、ドラマ収録にも活用できる稼働率の高い中継車です。

回線設備では、放送センターのSNG主局アンテナや大山FPU基地UPS装置を更新しました。非常災害時の安全信頼性の向上を目的としています。

報道関係では、メモリーカード方式の取材カメラやレコーダの導入を継続的に進めており、ファイルベースシステム化によるワークフローの効率化を推進してまいります。

地上デジタル放送の再送信である衛星セーフティネット事業は３月末で終了となりましたが、関東広域のテレビ受信環境を維持するために、民放各社やNHKと協力して、引き続きデジタル中継局の保守更新作業に取り組んでまいります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度末における当社グループの有利子負債は、短期借入金２億円、社債300億円、長期借入金248億円（１年内返済予定分含む）、合計550億円（リース債務を除く）となっております。

連結子会社であります株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、運転資金の機動的な確保を目的として、当連結会計年度末において、複数の金融機関との間で合計40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

（借入実行残高なし、借入未実行残高40億円）

このほか、資金の効率化を図るため、売掛債権の一部流動化を実施しております。

(4) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第85期 (平成24年3月期)	第86期 (平成25年3月期)	第87期 (平成26年3月期)	第88期 (平成27年3月期) 当連結会計年度
売　上　高 (百万円)	346,538	352,351	354,338	347,817
経　常　利　益 (百万円)	14,313	17,671	18,096	18,915
当　期　純　利　益 (百万円)	11,671	9,173	9,644	12,811
１株当たり 当期純利益 (円)	74.71	60.27	61.22	79.12
純　資　産 (百万円)	322,597	344,473	385,971	456,118
総　資　産 (百万円)	555,159	559,626	579,039	653,732

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	議決権の所有割合または被所有割合(%)	主要な事業内容
株式会社TBSテレビ	300	100	テレビ放送 テレビ番組等の企画・制作・販売
株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ	478	100	ラジオ放送 ラジオ番組の企画・制作
株式会社TBSサービス	200	100	録音・録画物の企画・制作、印刷、放送番組の販売
株式会社TBSビジョン	100	100	テレビ番組等の企画・制作
株式会社 日　音	50	100	著作権管理・開発、アーティストの発掘・育成、楽曲提供、 レコード原盤の企画・制作等
株式会社 緑山スタジオ・シティ	100	100	建物・スタジオ等の賃貸・運営管理
株式会社アックス	30	100	スタジオセット・衣装・デザイン等の企画・制作・調達、音響効果業務ならびにスタジオ設備等の管理・運営
TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.	328万 米ドル	100	米国地域におけるメディア情報収集・ニュース取材
株式会社TBS企画	150	100	駐車場の運営管理、保険代理業
株式会社 TBSサンワーク	40	100	建物および付属設備の運用・保守・管理、人材派遣業、自動車運送事業、自動車の保守および維持管理、 運行手配業務等
株式会社 TBSメディア総合研究所	12	100	放送・マルチメディアに関する調査・研究、メディア情報の収集・提供
OXYBOT株式会社	200	100	コンピュータを用いた画像、映像等の企画、制作および販売、 劇場用映画の出資
株式会社 TBSテックス	150	100	放送番組および一般映像・録音物の制作ならびに販売、 放送番組の収録・送信業務等
株式会社 TBSプロネックス	10	100	放送番組の企画・制作、 音楽、音声コンテンツ、 映画、映像コンテンツの企画制作等
赤坂熱供給株式会社	400	70	熱供給事業法による熱供給事業

会　社　名	資本金(百万円)	議決権の所有割合 または 被所有割合(%)	主要な事業内容
株式会社 グランマルシェ	360	100	通信販売および通信販売代理業務、 店舗運営業務等
TCエンタテインメント 株式会社	200	51	映像・音楽ソフト、コンピュータ・ ソフトウェアの企画・制作・複製等
株式会社スタイリングライフ・ ホールディングス	1,048	51	事業持株会社としての経営戦略の 立案、輸入生活雑貨小売、 化粧品等の製造・販売等
株式会社BS-TBS (注1)	5,844	51.9	放送衛星を利用する委託放送事業、各 種放送番組の企画、制作および販売等
株式会社エフエフ東放	30	※ 100	ニュースのVTR編集と素材整理、 情報番組の編集・撮影等
株式会社 TBSトライメディア	10	※ 100	テレビ・ラジオ番組の企画・制作、 各種イベントの企画・制作、飲食業、 コンビニエンスストアの運営、 広告代理業
株式会社 赤坂グラフィックスアート	10	※ 100	コンピュータグラフィックス画面の 企画・制作および販売等
株式会社 ドリマックス・テレビジョン	220	※　74.7	番組の企画・制作、CMの制作、 演出業務の派遣事業
株式会社東通	453	※　52.1	放送番組制作にともなう技術業務 およびその付帯業務
株式会社ジャスク	10	※ 100	人材派遣業、放送番組制作業務
株式会社 ビューキャスト	10	※ 100	テレビ番組・VP等の映像制作 およびスタッフの派遣業
株式会社 ティ・エル・シー	21	※ 100	テレビ・舞台・映画・各種催事等の 照明のプランニングならびにオペレ ーション等
株式会社ライトアップ ショッピングクラブ	100	※ 100	衣料品・スポーツレジャー用品・ 電気製品・家庭用品等の通信販売、 店舗販売
株式会社 CPコスメティクス	100	※ 100	化粧品、医薬部外品等の開発・ 製造・販売等
マキシム・ド・パリ 株式会社	100	※ 100	フランス料理レストラン・喫茶店・ 軽飲食店経営、洋菓子の製造販売

(注1)当社は、平成27年4月1日をもって株式交換により株式会社BS-TBSを完全子会社といたしました。
(注2)前回まで記載しておりました美悉商貿（上海）有限公司は、平成26年12月8日付ですべての持分を譲渡したことにより重要な子会社でなくなりました。
(注3)当社の連結子会社は、上記の重要な子会社30社であります。
(注4)※印は、子会社、緊密な者および同意している者による出資を含む比率であります。

(6) 対処すべき課題

放送業界を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。スマートテレビの普及や、４Ｋ実用放送への対応など、2020年（平成32年）の東京オリンピックに向けて「次世代放送」への動きは更に加速すると思われます。

デバイスの多様化を受けて、いわゆる若者のテレビ離れや違法動画配信への対策を主な目的として、この秋から在京民放５社で広告付無料のネット配信を行うことになりました。

こうした環境の変化に対応して、昨年暮れに新たに「総合戦略局」を設けました。地上波、ラジオ、BS、CS、インターネットなど当社グループが持つ全てのメディアをより一体的、効率的に運用してまいります。

変革期に当社グループが放送事業者においてリーダーとなるためには、良質で強いコンテンツを制作していくことが何より重要であると考えています。良い所には更に磨きをかけ、新しいものづくりにチャレンジし、番組制作力の一層の強化を図ってまいります。

“未来に語り継ぐべき大切なメッセージ”をテーマにした大型特別番組シリーズ「テレビ未来遺産」は、こうした取り組みを表したものであり、引き続き質の高い番組をお届けしてまいります。

報道・情報番組を放送局の土台・礎と捉えて足腰の強化を図ると共に、エンタテインメント番組についても一層力を入れて取り組んだ結果、バラエティ番組「マツコの知らない世界」「ニンゲン観察バラエティ　モニタリング」が安定して高い視聴率を獲得するようになるなど、成果もみられるようになってまいりました。

また、昨年９月には、「アジア大会韓国仁川」を80時間を超える放送枠で編成し、本年３月には、TBSテレビ60周年特別企画として「ものづくり日本の奇跡」を５夜にわたり放送し、高い評価をいただきました。今後も番組制作工程の効率化を進めながら、こうした良質な番組を制作し、視聴者、広告主の皆様により一層のご支持を得られるよう取り組んでまいります。

事業部門では、従来からの映画・催事・ショッピングや赤坂サカスでのイベントなどで、放送外収入の土台を確保しつつ、「SASUKE」など既に海外で定評のあるコンテンツをてこに今後も積極的に海外展開を進めてまいります。時代の変化やユーザーのニーズに素早く対応し、収入源の多角的拡大を図り、グループ全体としての収益性を追求してまいります。

株式会社BS-TBSは、本年４月１日をもって当社の完全子会社となりました。売上高は増加基調を続けており、順調な成長を背景に、当社グループ収益基盤の強化に資するよう、グループ各社とのシナジーを最大限まで高めてまいります。

株式会社TBSラジオ＆コミュニケーションズは、平成13年８月以来82期(13年８ヶ月)連続、首都圏聴取率トップの座を維持しております。10代、20代のリスナーが増えており、パソコン、スマートフォンによるradiko聴取が定着してきたものと実感しております。しかしながら、ラジオを取り巻く環境は依然厳しく、楽観視はできません。コスト

コントロールを徹底すると共に、放送と連動した新たな収益源を追求してまいります。

当社グループは、「日本の未来にとって一番責任感の強い放送局」となることを目指し、放送事業の強化、総合メディア戦略の充実、グループ全体の収益力向上、戦略的投資を含む新規事業開発による多角的な収益力の向上を重点課題として取り組んでおります。

今年は、戦後70年、TBSテレビ放送開始から60年という節目の年であり、大きな転換期であると思います。私たち報道機関が「何を、どう伝えていくか」、今年はその責任がこれまで以上に問われる年になります。TBSは開局以来、高い志と、卓越した創造力で数々の素晴らしい番組を世に送り出してきました。これらを引き継ぎ、放送局としての使命を果たしていく所存です。未来の人々にとっても幸せであるように、「未来へつなぐ。From TBS」。これをキャッチフレーズに前進してまいります。

今後とも株主の皆様の負託にお応え出来るよう全力を挙げてまいります。

引き続きご支援いただきますよう、宜しくお願いいたします。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、テレビ・ラジオの放送および映像・音声ソフト等の制作・販売、文化事業を主に、これらに附帯する保守、サービス等を行っております。

当連結会計年度における事業は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
放送事業	・放送関連事業 放送、番組制作、映像技術、美術制作、コンピュータグラフィックス、音声技術、照明技術、カメラ取材、CATV投資、映像投資、調査・研究等
映像・文化事業	・各種催物、ビデオソフト等の企画・制作事業 映像・音声ソフト制作・販売事業、各種催物、番組販売、ビデオソフト制作・販売、音楽ソフト企画・制作、通信販売、雑貨小売、化粧品製造販売、外食・洋菓子製造販売等
不動産事業	・不動産賃貸、保守およびサービス事業 スタジオ管理、冷暖房管理、駐車場管理、機材リース、保険代理、不動産賃貸等

(8) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

①当社

営業所名	所在地
本社	東京都港区赤坂五丁目３番６号

②子会社

会社名	所在地
株式会社TBSテレビ（注1）、 株式会社TBSラジオ＆コミュニケーションズ、 株式会社TBSサービス、株式会社TBSビジョン、 株式会社 日音、株式会社アックス、株式会社TBS企画、 株式会社TBSサンワーク、株式会社TBSメディア総合研究所、 OXYBOT株式会社、株式会社TBSテックス、 株式会社TBSプロネックス、赤坂熱供給株式会社、 株式会社グランマルシェ、TCエンタテインメント株式会社、 株式会社BS-TBS、株式会社エフエフ東放、 株式会社TBSトライメディア、 株式会社赤坂グラフィックスアート、 株式会社ドリマックス・テレビジョン、株式会社東通、 株式会社ジャスク、株式会社ビューキャスト、 株式会社ティ・エル・シー	東京都港区
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス（注2）、 株式会社ライトアップショッピングクラブ、 株式会社CPコスメティクス（注3）	東京都新宿区
マキシム・ド・パリ株式会社	東京都中央区

会　　社　　名	所　在　地
株式会社緑山スタジオ・シティ	神奈川県横浜市
TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.	米国 ﾆｭｰﾖｰｸ

(注１)株式会社TBSテレビは、大阪府大阪市に関西支社、神奈川県横浜市にテレビスタジオ、東京都墨田区にテレビ送信所を有しています。
(注２)株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、全国店舗網として「プラザ」79店舗等と大阪府大阪市に営業所、静岡県焼津市に主要な工場を有しています。
(注３)株式会社CPコスメティクスは、東京都港区・北海道札幌市・神奈川県横浜市・愛知県名古屋市・大阪府大阪市・福岡県福岡市にも営業所を有しています。

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

事業区分	就業人員数	前期末比増減
放　送　事　業	2,980名	5名増
映像・文化事業	2,168名	49名減
不　動　産　事　業	88名	2名増
全　社　（共　通）	349名	7名減
合　計	5,585名	49名減

(注)全社(共通)として記載されている就業人員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借　入　先	借入額
シンジケートローン	7,800百万円
日本生命保険相互会社	10,000百万円
明治安田生命保険相互会社	3,000百万円
住友生命保険相互会社	2,000百万円
太陽生命保険株式会社	2,000百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円

(注１)シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする６社によるものであります。
(注２)連結子会社である株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、複数の金融機関との間で合計40億円のコミットメントライン契約を締結しております。
（前記「１．企業集団の現況（３）資金調達の状況」参照　借入実行残高なし、借入未実行残高40億円）

2．当社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　400,000,000株

②発行済株式の総数　　190,434,968株

（前連結会計年度末から増減はありません）

③株主数　　13,811名

（前連結会計年度末比　2,484名減）

④大株主およびその持株数（上位10名）

株　主　名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	9,310,500	5.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,957,100	5.51
三井物産株式会社	7,691,000	4.73
株式会社毎日放送	6,576,100	4.04
株式会社三井住友銀行	5,745,267	3.53
三井不動産株式会社	5,713,728	3.51
株式会社ＮＴＴドコモ	5,713,000	3.51
日本生命保険相互会社	5,006,235	3.08
株式会社ビックカメラ	4,190,000	2.58
株式会社講談社	3,771,200	2.32

(注１)当社は、平成27年３月31日現在、自己株式28,035,642株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(注２)持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(注３)当連結会計年度末の外国人等の議決権に占める電波法上の割合は、12.31％であります。

(注４)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社電通口)の持株数9,310,500株は、株式会社電通が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。

⑤その他株式に関する重要な事項

平成27年４月１日付で、当社を完全親会社、株式会社BS-TBSを完全子会社とする株式交換を行いました。当社は本株式交換により、普通株式12,314,784株を自己株式から割当交付しました。その結果、当社の保有する株式は15,720,858株となっております。本株式交換により交付された普通株式12,314,784株の、自己株式を除く発行済株式の総数に対する割合は7.04％となります。

なお、当社は平成27年２月５日開催の取締役会において、当社株式の割当交付を受ける株式会社BS-TBSの株主に対して、平成27年６月26日開催予定の当社第88期定時株主総会の議決権を付与する旨の取締役会決議をしております。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　位	氏　名	担　当
代表取締役会長	井　上　　弘	
代表取締役副会長	財　津　敬　三	
代表取締役社長	石　原　俊　爾	(業務監査室)
常務取締役	藤　田　徹　也	一般総括、社長室担当
取　締　役	武　田　信　二	総合メディア戦略総括､HD総合メディア会議 メディア戦略室担当
取　締　役	難　波　一　弘	テレビ部門事業総括
取　締　役	加　藤　嘉　一	テレビ部門制作・情報担当
取　締　役	星　野　　誠	テレビ部門営業総括
取　締　役	新　田　良　一	テレビ部門編成総括
取　締　役	河　合　俊　明	テレビ部門技術総括
取　締　役	山　本　雅　弘	
取　締　役	槍　田　松　瑩	
取　締　役	朝比奈　　豊	
取　締　役	石　井　　直	
常勤監査役	神　成　尚　史	
常勤監査役	田　中　龍　男	
監　査　役	岡部　敬一郎	
監　査　役	田　中　健　生	
監　査　役	明　石　　康	

(注１) 平成26年６月27日開催の第87期定時株主総会において、新たに河合俊明、石井　直の２氏が、取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
また同日、取締役の信国一朗、豊中俊榮、平本和生、髙嶋達佳の４氏が任期満了により退任いたしました。

(注２) 監査役の小川邦雄氏は、平成26年６月27日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。また、同株主総会において、新たに田中龍男氏が監査役に選任され、同日付で常勤監査役に就任いたしました。

(注３) 事業年度末後の平成27年４月１日付で、取締役の地位・担当を次のとおり変更いたしました。

常務取締役	藤田徹也	一般総括、HD総合メディア会議、社長室、グループ経営企画局、総合戦略局、次世代ビジネス企画室担当
取締役相談役	財津敬三	
取締役	加藤嘉一	テレビ部門制作総括
取締役	河合俊明	テレビ部門技術総括、メディア戦略室担当
取締役	難波一弘	
取締役	星野　誠	
取締役	新田良一	
取締役	武田信二	株式会社TBSテレビ代表取締役社長

(注４) 取締役のうち、山本雅弘、槍田松瑩、朝比奈 豊、石井 直の４氏は社外取締役であります。

(注５) 監査役のうち、岡部敬一郎、田中健生、明石 康の３氏は社外監査役であります。

(注６) 当社は、取締役の槍田松瑩、朝比奈 豊、監査役の岡部敬一郎、田中健生、明石 康の５氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(注７) 常勤監査役 神成尚史氏は、当社の経理局長・経理担当役員を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(注８) 監査役 岡部敬一郎氏は、コスモ石油株式会社の財務・経理担当役員を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(注９) 監査役 田中健生氏は、東京エレクトロン株式会社の財務部長・経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(注10) 当事業年度にかかわる取締役および監査役の重要な兼職の状況は、次のとおりであります。

区分	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容	特記事項
取締役	井上　弘	一般社団法人日本民間放送連盟 株式会社TBSテレビ 株式会社毎日放送 東京エレクトロン株式会社 富士フイルムホールディングス株式会社	会長 代表取締役会長 社外取締役 社外取締役 社外取締役	
	財津敬三	株式会社TBSテレビ	取締役副会長	平成27年４月１日付 同社取締役相談役
	石原俊爾	株式会社TBSテレビ RKB毎日放送株式会社 株式会社毎日新聞グループホールディングス	代表取締役社長 社外監査役 社外取締役	平成27年４月１日付 同社取締役
	藤田徹也	株式会社TBSテレビ 株式会社BS-TBS 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ 株式会社スカパーJSATホールディングス 株式会社WOWOW	常務取締役 取締役 取締役会長 社外監査役 社外取締役	
	武田信二	株式会社TBSテレビ 株式会社BS-TBS	取締役 代表取締役社長	平成27年４月１日付 同社代表取締役社長 平成27年３月31日付 同社取締役辞任
	難波一弘	株式会社TBSテレビ 株式会社新潟放送	常務取締役 社外取締役	平成27年３月31日付 同社取締役辞任
	加藤嘉一	株式会社TBSテレビ	取締役	
	星野　誠	株式会社TBSテレビ	常務取締役	平成27年３月31日付 同社取締役辞任
	新田良一	株式会社TBSテレビ	常務取締役	平成27年３月31日付 同社取締役辞任
	河合俊明	株式会社TBSテレビ	取締役	平成27年４月１日付 同社常務取締役
	山本雅弘	株式会社TBSテレビ 株式会社毎日放送	社外取締役 相談役最高顧問	

区分	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容	特記事項
取締役	槍田松瑩	株式会社TBSテレビ 三井物産株式会社 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 株式会社野村総合研究所 株式会社海外需要開拓支援機構 （クール・ジャパン推進機構）	社外取締役 取締役会長 社外取締役 社外取締役 社外取締役 海外需要開拓 委員会委員長	 平成27年４月１日付 同社取締役
	朝比奈　豊	株式会社TBSテレビ 株式会社毎日新聞グループホールディングス 株式会社毎日新聞社 株式会社毎日放送 RKB毎日放送株式会社	社外取締役 代表取締役社長 代表取締役社長 社外取締役 社外取締役	
	石井　直	株式会社TBSテレビ 株式会社電通	社外取締役 代表取締役 社長執行役員	
監査役	神成尚史	株式会社TBSテレビ 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ 株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	監査役 監査役 社外監査役	
	田中龍男	株式会社TBSテレビ	監査役	
	岡部敬一郎	株式会社TBSテレビ コスモ石油株式会社	社外監査役 相談役	
	田中健生	株式会社TBSテレビ	社外監査役	
	明石　康	株式会社TBSテレビ 公益財団法人国際文化会館 公益財団法人ジョイセフ スリランカ平和構築及び復旧・復興担当	社外監査役 理事長 会長 日本政府代表	

②取締役および監査役に支払った報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	18名 (5名)	529百万円 (32百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	75百万円 (24百万円)

(注1) 当社の取締役および監査役の報酬限度額については、平成26年6月27日開催の第87期定時株主総会において、取締役は年額900百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）、監査役は年額100百万円以内とそれぞれ決議をいただいております。なお使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
(注2) 取締役の報酬等の額には、第87期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
(注3) 社外取締役および社外監査役に対し、兼職先の当社子会社から報酬は支払われておりません。

③社外役員に関する事項

(a) 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役の活動状況

山本雅弘氏は、当事業年度中に開催された取締役会13回中10回に出席、槍田松瑩氏は13回中10回に出席、朝比奈　豊氏は13回中12回に出席、石井　直氏は10回中6回に出席して、それぞれ豊富な経験・知見を有する企業経営者としての観点等に立ち、当社の業務執行者から独立した立場で適宜発言しています。

・社外監査役の活動状況

岡部敬一郎氏は、当事業年度中に開催された取締役会13回中12回、監査役会12回中12回に出席、田中健生氏は取締役会13回中13回、監査役会12回中12回に出席、明石 康氏は取締役会13回中12回、監査役会12回中11回に出席して、それぞれ企業経営もしくは国際機関での活動において培われた豊富な経験・知見にもとづく質問・助言等を行っています。

(b) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成21年6月26日開催の第82期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款にもとづき、当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(c) 重要な兼職先と当社との関係

取締役の山本雅弘、槍田松瑩、朝比奈 豊、石井　直の各氏が社外取締役を兼職し、監査役の岡部敬一郎、田中健生、明石 康の各氏が社外監査役を兼職している株式会社TBSテレビは、当社グループの中核となる子会社であります。

同社と社外役員の重要な兼職先との関係は、次のとおりであります。

・取締役 山本雅弘氏が相談役最高顧問を務める株式会社毎日放送と株式会社TBSテレビとの間には、放送事業等において競業関係がある一方、番組供給・テレビ

電波料などの継続的な取引関係があります。

・取締役 朝比奈 豊氏が代表取締役社長を務める株式会社毎日新聞社と株式会社TBSテレビとの間には、広告出稿、ニュース情報提供などの継続的な取引関係があります。

また、同氏が社外取締役を兼職している株式会社毎日放送、ならびにRKB毎日放送株式会社と株式会社TBSテレビとの間には、放送事業等において競業関係がある一方、番組供給・テレビ電波料などの継続的な取引関係があります。

・取締役 石井　直氏が代表取締役社長執行役員を務める株式会社電通と株式会社TBSテレビとの間には、放送時間および番組販売などの継続的な取引関係があります。

(3) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
ア．当事業年度に係る報酬等の額	43百万円
イ．当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の表ア．の金額はこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあると認められる場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる等、監査役会がその必要があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が議題を株主総会に提案いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

3．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり定めております。

はじめに

当社は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、「TBSグループ行動憲章」に謳った放送の社会的責任と公共的使命を常に念頭において、コーポレートガバナンスの充実・強化をはかる。

当社は、企業集団として内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかる。

同委員会は、当社および当グループの取締役ならびに外部委員で構成し、以下の事項を所管する。

１．内部統制体制の整備・評価・改善に関すること
２．企業倫理の確立に関すること
３．リスクの管理および適正で効率的な業務の推進に関すること
４．情報開示体制に関すること
５．当グループ各社の取締役会の諮問に関すること

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a)当グループが最良の企業体として成長していくための企業理念を掲げて、「TBSグループ行動憲章」を制定し、すべての役職員が守るべき基本的誓約とする。

また、同憲章を具体的に実現するための基準を、「TBSグループ行動基準」として定め、これらの遵守の徹底をはかる。

(b)「TBSグループ情報開示基本方針」を策定し、適時かつ適切な情報開示を行い、当グループとしての説明責任を果たす。

(c)当社社外取締役・社外監査役および外部の有識者からなる「企業価値評価特別委員会」は、取締役会の諮問に応じ、企業価値最大化を実現する方策としての的確性を検討し、検討結果を取締役会に勧告する。

(d)当社においては、常勤監査役に社外監査役が加わり監査役会を置いて監査を行う。特に重要な子会社である株式会社TBSテレビにおいては、監査役会は置かないが、社外監査役など当社に準ずる体制で監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(a)取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」において各種文書の取扱基準を設け、定められた文書保存期間に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。

(b)取締役および監査役から、取締役の職務執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)事業活動および業務プロセスに係る損失の危険を継続的にコントロールするために必要な「TBSグループリスク管理基本方針」「TBSグループリスク管理規定」等規程を定め、リスク管理体制を構築する。運用については「TBSグループ企業行動委員会」の小委員会である「TBSグループリスク管理委員会」において新年度のリスク管理計画を承認するとともに、前年度のリスク管理状況を総括する仕組みをベースに適切な運用をはかる。

(b)株価、為替、金利変動のリスクについて、「市場リスク管理基本方針」を定め、半年ごとにその方針を見直し、適切に対応する。

(c)投資および融資の管理、調整、その効率的運用をはかるため、「投融資管理規定」を定め、「投融資部会」が、投融資の適否の事前審査にあたり「グループ経営戦略会議」に諮るものとする。

(d)企業ブランドの毀損等の重大なリスクの発生に備えるため、通常時とは異なる対応組織の構築、業務手順、情報管理のあり方等を定めた「TBSグループ危機対応規定」を策定し、リスク発生時には適切に対応する。

(e)「情報セキュリティー基本方針」を定め、不正アクセスやコンピューターウィルス等によるシステムの破壊、データの漏えい、侵奪等を防止するとともに、ネットワークの適切な利用をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月１回定時に開催する。

(b)経営方針および経営戦略に係る重要事項については、原則として週１回開催される「グループ経営戦略会議」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

(c)総合的な長期経営計画を策定するため、社長の諮問機関である「グループ経営戦略会議」が直接、長期経営計画の実施を推進・調整する。

(5) 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a)「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約として制定し、同憲章を具体的に実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を定め、これを遵守する。

(b)コンプライアンス室を、コンプライアンス体制の整備、運用をはかる統括部署として有効かつ適切に機能させる。また、業務監査室を、内部監査部門として有効かつ適切に機能させる。
(c)当グループの内部通報制度として「TBSホットライン」を整備し、法令または社内規則に違反する事実等についての通報の受付窓口を、業務監査室および社外弁護士事務所に設け、適切に運用する。
(d)特定の職員への権限の集中を排除するための人事的措置等、内部牽制機能を整備する。

(6) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a)「TBSグループ行動憲章」および「TBSグループ行動基準」を、当グループ各社共通の誓約・行動指針とする。
(b)傘下の放送局である株式会社TBSテレビおよび株式会社TBSラジオ＆コミュニケーションズにおいては、放送法に基づいて設置される「番組審議会」が、放送番組の改善・向上をはかる目的で、同社の諮問に対する答申および建議を行う。
(c)特に影響力の大きい株式会社TBSテレビにおいては、外部の識者を中心に構成する「『放送と人権』特別委員会」が、放送上の人権に係わる問題に対する必要な措置について、同社社長に勧告する。当社は同社よりその報告を受け、必要な対応を行う。
(d)当社に、「業務監査室」を置き、当グループ各社を含めた業務監査を行う。
(e)当グループ各社において、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」を策定し、内部統制体制を構築・運用するよう浸透をはかり、グループ内親会社・子会社関係の健全性を保つための体制を整える。
(f)当グループ各社は、「TBSホットライン」に参加し、その周知をはかるための体制をつくり、運用する。
(g)当グループの経営効率の向上をはかる目的で、「関係会社経営管理規定」を定め、関係会社の指導および育成を促進する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査役の職務を補助すべき職員に関する事項と当該職員の取締役からの独立性に関する事項
(a)監査役の職務を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員に関する規定を整備する。
(b)監査役会は、監査役の調査に関する事項等について、必要な場合は監査役会調査本部を設置し、監査役会が任命した職員をして監査役会または監査役を補佐させる。
(c)監査役の職務を補助すべき職員の人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得ることとする。

②取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a)取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告する。

(b)監査役は、随時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。

(c)「TBSホットライン」の適正な運用をはかることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(d)監査役は、業務監査室が行った内部監査の結果について報告を受ける。

(e)監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができる。

(f)監査役、会計監査人、業務監査室は有効かつ効率的な内部統制を構築するため情報を共有する。

４．会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年２月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整備しましたが、当社グループの新たな中期経営計画「グループ中期経営計画２０１５」の策定と実行に伴い、平成25年５月10日の同取締役会において、当該中期経営計画に関わる部分について、以下のとおり改定を行いました。

(1)基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」の「Ⅱ．行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、社会・文化に貢献する公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」、「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、あらゆる事業分野や個人活動を通じて、積極的な社会貢献とよりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社および関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがいまして、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および

株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性および地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することとし、また、当社グループの新たな中期経営計画として、平成25年５月10日に「グループ中期経営計画２０１５」を策定いたしました。

(2)「グループ中期経営計画２０１５」の実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み

当社グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供していく所存です。その一方、デジタル・コンテンツ・ビジネスのリーディングカンパニーとしてさらなる飛躍を目指すため、

当社グループの中期経営計画「Ｖ！ｕｐ」プランを策定して、2006（平成18）年度よりその遂行に取り組み、2014（平成26）年度に至る上記中期経営計画を「グループ経営計画２０１４」として改定して遂行してまいりましたが、この度、デジタルデバイスの発展・進化や、経営環境の変化を受けて、新たに「グループ中期経営計画２０１５」を策定しました。

当社グループは、「グループ中期経営計画２０１５」の遂行を通じて、「最強のコンテンツ・ソフト」を発信する「最良のメディア・グループ」としての地位を確立し、もって当社および当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様の負託に応えてまいる所存です。

(3)基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みの概要

当社は、平成19年２月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年５月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（以下「17年プラン」といいます）について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思を更に重視する形で改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を行い、平成19年６月28日開催の当社第80期定時株主総会（以下「平成19年総会決議」といいます）において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が平成21年４月１日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法および金融商品取引法の改正および施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の現任委員全員の同意を得て、平成19年総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。なお、以下の記載は、事業報告における記載の分かりやすさを確保する観点から、本プランの内容を一部簡略化したものです。

１．本プランの概要

(ａ)本プランの発動にかかる手続

(ｉ)本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の①ないし③のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記(iv)のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで

下記(ⅱ)、(ⅲ)および(ⅴ)ないし(ⅶ)の手続に従って決せられることとなります。

①当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20％以上となることを目的とする公開買付け

②当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保有割合が20％以上となるような買付け等

③当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20％以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

(ⅱ)買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記(ⅲ)に定義されます）および当該期間における検討の結果下記(ⅵ)に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わないこと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、本必要情報と併せて「買付意向説明書」といいます）を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

①買収者グループの概要

②大規模買付行為等の目的、方法および内容

③大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容

④大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯

⑤大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け

⑥大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営

方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループにかかる利害関係者の処遇方針

⑦反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無およびこれらに対する対処方針

⑧当社の認定放送持株会社としての、およびＴＢＳテレビの放送事業者としての公共的使命に対する考え方

⑨その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(iii)取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記①または②の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

①対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間

②上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものといたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行いますが、特別委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものといたします。なお、かかる費用は当社が負担するものといたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することといたします。

(ⅳ)対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものといたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「３．本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

(ⅰ)例外事由該当者（下記「３．本新株予約権の無償割当ての概要」の(ｃ)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、

(ⅱ)新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、または

(ⅲ)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

など、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

(ⅴ)対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものといたします。

(vi)株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記(ⅴ)の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものといたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものといたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものといたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといたします。

(vii)取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記(ⅲ)にもとづく対応措置発動の勧告または上記(ⅴ)にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものといたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(ｂ)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成28年４月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、更に３年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とされているものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正しまたは変更する場合があります。

2．企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから１ないし２名、社外監査役のうちから１ないし２名、および弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から３ないし４名をもって構成することとしており、各委員の任期は２年です。

3．本新株予約権の無償割当ての概要

(a)割当対象株主

取締役会で定める基準日（上記「1．本プランの概要」(a)（ⅰ）柱書所定の事由発生後の日とされます)における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます）１株につき１個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(b)新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は１株以内で取締役会が定める数とします。

(c)新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者（以下「例外事由該当者」といいます）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます)。

(d)当社による新株予約権の取得

(ⅰ)当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。

(ⅱ)前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権１個につき１株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式

を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権１個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとすることがあり得ます。

(iii)上記(ⅰ)の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の議決権の割合の20％以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20％以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権１個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

(4)上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年５月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、平成19年２月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置付けるとともに内容の一部改定を行い、平成19年６月28日開催の当社第80期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、平成21年４月３日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、平成19年総会決議の枠内にとどまるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が平成18年３月７日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認するものであること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが１回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていることなどから、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	131,127	流動負債	63,072
現金及び預金	55,773	支払手形及び買掛金	32,716
受取手形及び売掛金	38,309	短期借入金	200
有価証券	1,206	一年内返済予定長期借入金	1,200
たな卸資産(注１)	15,703	未払金	9,495
前払費用	11,124	未払法人税等	3,752
繰延税金資産	3,381	未払消費税等	3,688
その他流動資産	5,733	未払費用	5,481
貸倒引当金	△104	役員賞与引当金	107
固定資産	522,604	その他流動負債	6,431
有形固定資産(注2,4)	203,104	固定負債	134,541
建物及び構築物	101,072	社債	30,000
機械装置及び運搬具	9,133	長期借入金	23,600
工具器具備品	2,524	繰延税金負債	50,486
土地	84,010	環境対策引当金	120
リース資産	2,458	退職給付に係る負債	14,942
建設仮勘定	3,904	その他固定負債	15,391
無形固定資産	27,234	負債合計	197,613
ソフトウェア	3,755	純資産の部	
のれん	21,699	株主資本	322,474
リース資産	180	資本金	54,986
その他無形固定資産	1,598	資本剰余金	59,523
投資その他の資産	292,265	利益剰余金	244,714
投資有価証券	276,383	自己株式	△36,749
繰延税金資産	1,995	その他の包括利益累計額	113,315
その他投資その他の資産	14,224	その他有価証券評価差額金	112,309
貸倒引当金	△337	繰延ヘッジ損益	663
		為替換算調整勘定	57
		退職給付に係る調整累計額	285
		少数株主持分	20,328
		純資産合計	456,118
資産合計	653,732	負債・純資産合計	653,732

連結損益計算書

（自　平成26年4月1日
至　平成27年3月31日）

(単位：百万円)

項目	金額	
売上高		347,817
売上原価		241,152
売上総利益		106,665
販売費及び一般管理費		90,936
営業利益		15,728
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,456	
持分法による投資利益	968	
その他営業外収益	672	5,096
営業外費用		
支払利息	949	
固定資産除却損	250	
その他営業外費用	709	1,909
経常利益		18,915
特別利益		
投資有価証券売却益	3,004	3,004
特別損失		
投資有価証券評価損	594	
事業撤退損	547	
減損損失	157	
投資有価証券売却損	119	
関係会社株式売却損	62	1,482
税金等調整前当期純利益		20,437
法人税、住民税及び事業税	5,649	
法人税等調整額	1,255	6,904
少数株主損益調整前当期純利益		13,533
少数株主利益		722
当期純利益		12,811

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,986	59,512	235,548	△36,970	313,076
会計方針の変更による累積的影響額			△254		△254
会計方針の変更を反映した当期首残高	54,986	59,512	235,294	△36,970	312,822
当期変動額					
剰余金の配当			△3,391		△3,391
当期純利益			12,811		12,811
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		10		224	235
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	10	9,420	221	9,652
当期末残高	54,986	59,523	244,714	△36,749	322,474

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	52,860	306	△31	146	53,282	19,611	385,971
会計方針の変更による累積的影響額						△6	△260
会計方針の変更を反映した当期首残高	52,860	306	△31	146	53,282	19,605	385,710
当期変動額							
剰余金の配当							△3,391
当期純利益							12,811
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							235
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	59,448	356	89	138	60,032	723	60,755
当期変動額合計	59,448	356	89	138	60,032	723	70,408
当期末残高	112,309	663	57	285	113,315	20,328	456,118

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社

連結子会社の数　30社 (除外１社)

主要な連結子会社の名称

事業報告１．企業集団の現況（５）に記載のとおりであります。

連結子会社美悉商貿（上海）有限公司は、平成26年12月８日、保有株式売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

(2)非連結子会社

主要な非連結子会社の名称　㈱テレパック

非連結子会社42社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2．持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用会社

持分法適用の関連会社の数　２社

㈱WOWOW、㈱トマデジ

(2)持分法非適用会社

主要な持分法非適用会社の名称　㈱キッズステーション

非連結子会社42社及び関連会社30社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.の決算日は平成26年12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準　時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

番組及び仕掛品	主として個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
商品及び製品	主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし建物については定額法）

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法。

リース資産　　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長期前払費用　毎期均等償却

(3)重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金…売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②役員賞与引当金…役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
③環境対策引当金…環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を合理的に見積り、計上しております。

(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5)その他連結計算書類の作成のための重要な事項
①重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段　買掛金に対するデリバティブ取引（為替予約取引）
支払利息に対するデリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象　相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。
ヘッジ方針　為替変動リスク　ヘッジ対象を限定、原則として実需の範囲内で行っております。
金利変動リスク　借入金の利息削減のため、固定金利と変動金利を交換。
ヘッジの有効性の評価方法　キャッシュ・フロー及び時価の変動を分析し有効性を評価しております。

②退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は､従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部子会社は給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、主として発生時より、数理計算上の差異は、主として翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③のれんの償却に関する事項
発生年度以後20年以内で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度の損益として処理しております。

④消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1．退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、これによる損益及び財政状態に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．たな卸資産の内訳

商品及び製品	7,353 百万円
番組及び仕掛品	7,759 百万円
原材料及び貯蔵品	589 百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　204,445 百万円

3．保証債務

従業員の住宅ローン	2,297 百万円
㈱九州東通の借入金に対する連帯保証	15 百万円
㈱九州東通のリース契約に対する連帯保証	2 百万円
計	2,315 百万円

4．国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から控除している額　2,637 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	190,434,968	－	－	190,434,968
合計	190,434,968	－	－	190,434,968
自己株式				
普通株式(注)	28,590,009	2,288	187,780	28,404,517
合計	28,590,009	2,288	187,780	28,404,517

(注１)普通株式の自己株式増加数は、単元未満株式の買取による増加であります。
(注２)普通株式の自己株式減少数は、連結子会社保有の親会社株式の売却による減少であります。

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	1,786	11	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月６日取締役会	普通株式	1,624	10	平成26年９月30日	平成26年12月５日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	1,948	利益剰余金	12	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社及び当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、主要取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は、主に運転資金、設備資金、事業資金、借入金返済資金等であります。

デリバティブ取引は為替変動リスク、金利変動リスクに対するヘッジを目的とした取引であります。なお、内部管理規程に従い、原則として実需の範囲で行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	55,773	55,773	－
(2)受取手形及び売掛金	38,309	38,309	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	349	350	0
②関係会社株式	5,504	16,110	10,606
③その他有価証券	253,423	253,423	－
(4)支払手形及び買掛金	(32,716)	(32,716)	－
(5)短期借入金	(200)	(200)	－
(6)未払金	(9,495)	(9,495)	－
(7)社債	(30,000)	(30,375)	(375)
(8)長期借入金	(24,800)	(25,591)	(791)
(9)デリバティブ取引	886	886	－

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(8)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9)デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注２)非上場株式（連結貸借対照表計上額18,312百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 」には含めておりません。

(注３)長期借入金に一年内返済予定長期借入金1,200百万円を含んでおります。

(賃貸等不動産に関する注記)

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
82,301	251,025

(注１)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注２)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。その他の物件については、主として「不動産鑑定評価基準」を参考に自社で算定した金額であります。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　　2,689円56銭

２．１株当たり当期純利益　　79円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社及び株式会社BS-TBS（以下「BS-TBS」といいます。）は、平成26年12月４日に開催したそれぞれの取締役会において、当社を完全親会社としBS-TBSを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。当社は、本株式交換契約に基づき平成27年４月１日付にてBS-TBSの株式を以下のとおり取得し、完全子会社化いたしました。

１．本株式交換による完全子会社化の目的

当社は、平成23年７月に、認定放送持株会社体制の下で、地上放送とBS放送を両輪とするテレビ広告放送全体の事業基盤を強化すべく、BS-TBSを連結子会社化いたしました。その後、両社は、BSデジタル放送の視聴習慣が定着してきたこともあり、当社グループが最強のコンテンツを発信する最良のメディアグループとしての地位を確立し、持続的な成長を達成するためには、本株式交換を通じた当社によるBS-TBSの完全子会社化の実施が必要かつ最も適切な手段であると判断いたしました。これにより、両社は、BS-TBSと当社グループ各社との連携を一層緊密なものとして放送事業を強化し、地上放送とBS放送のシナジーにより両社の企業価値をさらに高めることを目指しております。

２．本株式交換により完全子会社となる会社の概要

	株式交換完全子会社
(1)名　　称	株式会社BS-TBS
(2)所　在　地	東京都港区赤坂五丁目３番６号
(3)事　業　内　容	放送事業

３．株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、株式会社BS-TBSを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当社は、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに本株式交換を行っております。

4．株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	BS-TBS (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	32

(注１)株式の割当て比率

BS-TBS普通株式１株に対して、当社の普通株式32株を割当て交付いたしました。但し、当社が保有するBS-TBSの普通株式415,163株については、本株式交換に係る割当ては行っておりません。

(注２)本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により普通株式12,314,784株を割当て交付しますが、交付する株式は当社が保有する自己株式を充当いたしました。

(注３)本株式交換により交付する株式数

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びBS-TBSは別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は朝日ビジネスソリューション株式会社を、BS-TBSはSMBC日興証券株式会社を、それぞれ算定機関として選定致しました。当社及びBS-TBSはそれぞれの第三者算定機関から提出された算定結果を参考にして、両者間で慎重に協議し、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

5．本株式交換の効力発生日

平成27年４月１日

6．会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として処理しております。

7．子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　　自己株式　　18,804百万円

8．少数株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動原因

子会社株式の追加取得

②少数株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

11,944百万円

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	51,534	流動負債	124,374
現金及び預金	48,868	買掛金 (注3)	1,113
売掛金 (注3)	637	関係会社短期借入金(注3)	121,589
番組勘定	238	未払金 (注3)	251
関係会社短期貸付金(注3)	96	未払法人税等	323
前払費用	31	未払消費税等	327
未収入金 (注3)	1,078	未払費用	642
繰延税金資産	606	その他流動負債	126
その他流動資産	36	固定負債	92,613
貸倒引当金	△59	社債	30,000
固定資産	492,946	長期借入金	17,000
有形固定資産 (注1)	100,740	長期預り金 (注3)	13,083
建物	45,329	退職給付引当金	9,601
構築物	1,370	環境対策引当金	120
機械及び装置	310	繰延税金負債	22,461
車両及び運搬具	3	その他固定負債	347
工具器具備品	448	負債合計	216,988
土地	53,211	純資産の部	
建設仮勘定	67	株主資本	272,624
無形固定資産	189	資本金	54,986
ソフトウェア	137	資本剰余金	55,951
その他無形固定資産	52	資本準備金	55,026
投資その他の資産	392,016	その他資本剰余金	925
投資有価証券	101,442	自己株式処分差益	925
関係会社株式	293,552	利益剰余金	197,991
関係会社出資金	751	利益準備金	4,217
長期貸付金	26	その他利益剰余金	193,774
長期前払費用	287	別途積立金	186,312
その他投資その他の資産	2,020	繰越利益剰余金	7,462
貸倒引当金	△44	自己株式	△36,305
投資評価引当金	△6,019	評価・換算差額等	54,868
		その他有価証券評価差額金	54,868
資産合計	544,481	純資産合計	327,492
		負債・純資産合計	544,481

損 益 計 算 書

（自　平成26年4月1日
至　平成27年3月31日）

(単位：百万円)

項目	金額	
営業収益 (注1)		
不動産賃貸収入	14,984	
その他の収入	2,028	17,012
営業費用 (注1)		
不動産賃貸費用	7,731	
その他事業費用	739	
一般管理費	5,388	13,859
営業利益		3,152
営業外収益		
受取利息及び配当金 (注1)	4,352	
その他営業外収益 (注1)	116	4,468
営業外費用		
支払利息 (注1)	1,163	
その他営業外費用	119	1,282
経常利益		6,338
特別利益		
投資有価証券売却益	247	247
特別損失		
関係会社株式評価損	328	
投資有価証券評価損	256	
投資有価証券売却損	119	703
税引前当期純利益		5,882
法人税、住民税及び事業税	220	
法人税等調整額	1,201	1,421
当期純利益		4,460

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	54,986	55,026	925	55,951	4,217	186,312	6,621	197,151
会計方針の変更による累積的影響額							△209	△209
会計方針の変更を反映した当期首残高	54,986	55,026	925	55,951	4,217	186,312	6,412	196,941
当期変動額								
剰余金の配当							△3,410	△3,410
当期純利益							4,460	4,460
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,050	1,050
当期末残高	54,986	55,026	925	55,951	4,217	186,312	7,462	197,991

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△36,302	271,787	38,728	38,728	310,515
会計方針の変更による累積的影響額		△209			△209
会計方針の変更を反映した当期首残高	△36,302	271,577	38,728	38,728	310,305
当期変動額					
剰余金の配当		△3,410			△3,410
当期純利益		4,460			4,460
自己株式の取得	△3	△3			△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			16,139	16,139	16,139
当期変動額合計	△3	1,047	16,139	16,139	17,186
当期末残高	△36,305	272,624	54,868	54,868	327,492

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券

①時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②時価のないもの　移動平均法による原価法

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

①番組勘定　主として個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法（ただし建物については定額法）

無形固定資産　定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法。

長期前払費用　毎期均等償却

3．引当金の計上基準

(1)貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に費用処理することとしております。

(3)環境対策引当金……環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を合理的に見積り、計上しております。

(4)投資評価引当金……関係会社等への投資により発生する損失に備えるため、当該会社の実質価値の低下の程度並びに将来の回復見込み等を検討してその所要額を計上しております。

4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1．退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支給見込期間及び支給見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を用いる方法へと変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、これによる損益及び財政状態に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額	26,248百万円
2．保証債務	
従業員の住宅ローン	2,297 百万円
3．関係会社に対する短期金銭債権	732 百万円
〃　短期金銭債務	121,850 百万円
〃　長期金銭債務	148 百万円

(損益計算書に関する注記)

1．関係会社との取引高

営業収益	2,670百万円
営業費用	1,711百万円
営業取引以外の取引高	3,345百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	28,033,354	2,288	－	28,035,642
合計	28,033,354	2,288	－	28,035,642

(注１)普通株式の自己株式増加数は単元未満株式の買取による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	百万円
未払事業税	96
未払賞与	98
繰越欠損金	392
その他	37
小計	625
評価性引当額	△19
合計	606

繰延税金資産（固定）（△繰延税金負債（固定))	
投資有価証券	3,303
退職給付引当金	3,104
その他有価証券評価差額金	△ 26,158
繰越欠損金	345
その他	654
小計	△18,749
評価性引当額	△3,711
合計	△22,461

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
（調整）	
交際費	0.86%
受取配当金	△20.98%
評価性引当額の増減	1.74%
税率変更	7.20%
その他	△0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.17%

3．法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産（短期）の金額が47百万円減少、及び繰延税金負債（長期（繰延税金資産（長期）の金額を控除した金額））が2,292百万円減少し、法人税等調整額が424百万円増加しております。また、その他有価証券評価差額金が2,669百万円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1)子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社TBSテレビ	所有直接100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入(注1) 利息支払(注1)	12,627(注2) 212	関係会社短期借入金	78,183
子会社	株式会社BS-TBS	所有直接51.9%	役員の兼任 資金の借入	資金借入(注1)	2,725(注2)	関係会社短期借入金	11,156

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) 資金の借入については、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注２) 短期資金の借入と返済の純額を記載しております。

(注３) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　2,016円59銭

２．１株当たり当期純利益　27円47銭

(重要な後発事象に関する注記)

「連結計算書類「連結注記表」重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社 東京放送ホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　牧　野　隆　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　田　哲　章　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京放送ホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京放送ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社 東京放送ホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧　野　隆　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　田　哲　章　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京放送ホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

株式会社　東京放送ホールディングス　監査役会

常勤監査役　神　成　尚　史　㊞

常勤監査役　田　中　龍　男　㊞

社外監査役　岡部　敬一郎　㊞

社外監査役　田　中　健　生　㊞

社外監査役　明　石　　康　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、業績に連動した配当を行うことを方針とし、連結当期純利益の30％を目安として年間配当を行っていくこととしておりますが、当期決算の収益に関する諸要素や財務状況等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(１)配当財産の種類

金銭

(２)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株当たり金12円　　総額1,948,791,912円

(３)剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　取締役15名選任の件

取締役14名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、本総会におきまして取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いのうえ　ひろし 井上　弘 (昭和15年１月５日)	昭和38年４月　当社入社 平成５年６月　当社取締役テレビ営業局長 平成７年５月　当社取締役テレビ編成局長 平成８年６月　当社常務取締役 平成９年６月　当社専務取締役 平成13年６月　当社代表取締役副社長 平成14年６月　当社代表取締役社長 平成16年10月　株式会社TBSテレビ 代表取締役社長 平成21年４月　同社代表取締役会長 (現在に至る) 平成21年４月　当社代表取締役会長 (現在に至る) 平成24年４月　一般社団法人日本民間放送連盟会長 (現在に至る)	50,024株
2	いしはらとしちか 石原俊爾 (昭和20年10月２日)	昭和44年４月　当社入社 平成９年６月　当社編成局長 平成10年11月　当社BS会議事務局局長 平成14年４月　当社メディア推進局長 平成14年６月　当社執行役員メディア推進局長 平成15年６月　当社取締役メディア推進局長 平成16年５月　当社取締役編成本部長 平成16年10月　当社取締役編成制作本部長 ・報道本部長 平成16年10月　株式会社TBSテレビ常務取締役 平成19年４月　当社取締役 平成19年６月　株式会社TBSテレビ専務取締役 平成21年４月　同社代表取締役社長 平成23年４月　当社代表取締役社長 (現在に至る) 平成27年４月　株式会社TBSテレビ取締役 (現在に至る) ［担当］　(業務監査室)	47,719株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ふじ　た　てつ　や 藤田徹也 (昭和32年6月24日)	昭和55年４月　当社入社 平成20年５月　当社人事労政局長 平成22年６月　株式会社TBSテレビ人事労政局長 平成23年３月　同社取締役人事労政局長 平成23年４月　当社執行役員人事労政局長 平成23年６月　当社取締役人事労政局長 平成24年４月　株式会社TBSテレビ取締役 平成24年４月　当社取締役 平成26年３月　株式会社TBSラジオ＆コミュニケーションズ取締役 平成26年４月　同社取締役会長(現在に至る) 平成26年４月　株式会社TBSテレビ常務取締役(現在に至る) 平成26年４月　当社常務取締役(現在に至る) ［担当］　一般総括、HD総合メディア会議、社長室、グループ経営企画局、総合戦略局、次世代ビジネス企画室担当	8,507株
4	ざい　つ　けい　ぞう 財津敬三 (昭和20年９月16日)	昭和43年４月　当社入社 平成８年５月　当社社長室局長 平成９年６月　当社社長室長 平成11年６月　当社取締役総務局長 平成13年６月　当社常務取締役 平成16年10月　当社専務取締役 平成18年６月　当社代表取締役専務 平成21年４月　当社代表取締役社長 平成23年３月　株式会社TBSテレビ取締役 平成23年４月　同社取締役副会長 平成23年４月　当社代表取締役 平成23年６月　当社代表取締役副会長 平成27年４月　株式会社TBSテレビ取締役相談役(現在に至る) 平成27年４月　当社取締役相談役(現在に至る)	49,835株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	加藤嘉一 (かとうよしかず) (昭和31年5月28日)	昭和54年４月　当社入社 平成18年５月　当社編成制作本部担当局長 平成19年４月　当社事業本部副本部長 平成19年４月　株式会社TBSテレビコンテンツ事業局長 平成21年６月　株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ代表取締役社長 平成21年６月　当社執行役員 平成24年３月　株式会社TBSテレビ取締役(現在に至る) 平成24年４月　株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ取締役会長 平成24年６月　当社取締役(現在に至る) ［担当］　テレビ部門制作総括	13,475株
6	河合俊明 (かわいとしあき) (昭和34年11月１日)	昭和57年４月　当社入社 平成24年４月　株式会社TBSテレビ技術局長 平成25年４月　同社執行役員技術局長 平成26年２月　同社執行役員 平成26年３月　同社取締役 平成26年４月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役(現在に至る) 平成27年４月　株式会社TBSテレビ常務取締役(現在に至る) ［担当］　テレビ部門技術総括、メディア戦略室担当	8,371株
7	※佐々木卓 (ささきたかし) (昭和34年７月５日) (注１)	昭和57年４月　当社入社 平成21年６月　株式会社TBSテレビ経理局長 平成22年11月　当社グループ経営企画局長兼株式会社TBSテレビ経営企画室長 平成24年４月　株式会社TBSテレビ編成局長 平成25年４月　同社執行役員・編成局長 平成26年２月　同社執行役員(総務・人事労政担当) 平成26年２月　当社執行役員(総務・人事労政担当) 平成27年３月　株式会社TBSテレビ取締役(現在に至る) 平成27年３月　当社執行役員(現在に至る) ［担当］　コンプライアンス室、総務局、経理局、人事労政局担当	2,471株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	※菅井 龍夫 (すがい たつお) (昭和34年9月28日) (注1)	昭和58年4月 当社入社 平成22年5月 株式会社TBSテレビ営業局長 平成24年4月 当社グループ経営企画局長 平成25年4月 当社執行役員・グループ経営企画局長 平成25年4月 株式会社TBSテレビ執行役員・経営企画室長 平成26年2月 当社執行役員(現在に至る) 平成26年3月 株式会社TBSテレビ取締役(現在に至る) [担当] テレビ部門事業総括	3,306株
9	※津村 昭夫 (つむら あきお) (昭和35年8月15日) (注1)	昭和59年4月 当社入社 平成24年4月 株式会社TBSテレビ営業局長 平成25年4月 同社執行役員・営業局長 平成26年2月 同社執行役員・編成局長 平成26年3月 同社取締役・編成局長 平成26年12月 当社執行役員・総合戦略局長 平成27年4月 株式会社TBSテレビ取締役(現在に至る) 平成27年4月 当社執行役員(現在に至る) [担当] テレビ部門編成総括	3,549株
10	※吉田 靖 (よしだ やすし) (昭和36年1月20日) (注1)	平成3年4月 当社入社 平成26年2月 株式会社TBSテレビ営業局長 平成27年3月 同社取締役・営業局長 平成27年3月 同社取締役(現在に至る) 平成27年4月 当社執行役員(現在に至る) [担当] テレビ部門営業総括	2,060株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
11	たけ だ しん じ 武田信二 (昭和27年7月5日)	平成３年11月 当社入社 平成16年５月 当社営業局長 平成17年６月 当社執行役員営業本部副本部長 平成19年４月 当社執行役員経営メディア本部長 平成19年６月 当社取締役経営メディア本部長 平成21年４月 株式会社TBSテレビ取締役 平成21年４月 当社取締役 平成21年６月 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ取締役会長 平成23年４月 株式会社TBSテレビ常務取締役 平成23年４月 当社常務取締役 平成24年４月 株式会社TBSテレビ専務取締役 平成24年４月 当社専務取締役 平成26年４月 株式会社TBSテレビ取締役 平成26年４月 当社取締役(現在に至る) 平成26年６月 株式会社BS-TBS代表取締役社長 平成27年４月 株式会社TBSテレビ代表取締役社長(現在に至る)	15,593株
12	やま もと まさ ひろ 山本雅弘 (昭和15年6月17日)	昭和39年４月 株式会社毎日放送入社 平成９年６月 同社取締役ラジオ局長 平成11年６月 同社常務取締役テレビ本部長 平成13年６月 同社専務取締役テレビ本部長 平成14年６月 同社代表取締役社長 平成14年６月 当社取締役(現在に至る) 平成19年６月 株式会社毎日放送代表取締役会長 平成21年４月 株式会社TBSテレビ取締役(現在に至る) 平成22年６月 株式会社毎日放送相談役最高顧問(現在に至る)	―株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
13	槍田松瑩 (うつだしょうえい) (昭和18年2月12日)	昭和42年４月　三井物産株式会社入社 平成９年６月　同社取締役 機械・情報総括部長 平成12年６月　同社代表取締役 常務取締役 業務部長 平成14年４月　同社代表取締役 専務執行役員 CSO(業務部門長) 平成14年10月　同社代表取締役社長 平成19年６月　当社取締役 (現在に至る) 平成21年４月　株式会社TBSテレビ取締役 (現在に至る) 平成21年４月　三井物産株式会社取締役会長 平成27年４月　三井物産株式会社取締役 (現在に至る)	―株
14	朝比奈豊 (あさひなゆたか) (昭和22年９月14日)	昭和46年７月　株式会社毎日新聞社入社 平成14年６月　同社東京本社編集局長 平成16年６月　同社取締役 社長室長 平成18年６月　同社常務取締役 平成20年６月　同社代表取締役社長(注２) (現在に至る) 平成21年６月　株式会社TBSテレビ取締役 (現在に至る) 平成21年６月　当社取締役 (現在に至る) 平成23年４月　株式会社毎日新聞グループ ホールディングス代表取締役社長 (現在に至る)	―株
15	石井直 (いしいただし) (昭和26年３月10日)	昭和48年４月　株式会社電通入社 平成11年６月　同社営業局長 平成14年６月　同社常務執行役員 平成16年６月　同社上席常務執行役員 平成18年６月　同社常務取締役 平成21年４月　同社取締役専務執行役員 平成23年４月　同社代表取締役社長執行役員 (注２) (現在に至る) 平成26年６月　株式会社TBSテレビ取締役 (現在に至る) 平成26年６月　当社取締役 (現在に至る)	―株

(注１) ※印は、新任の取締役候補者であることを示しております。
(注２) 候補者と当社との特別の利害関係について
朝比奈 豊氏が代表取締役社長を務める株式会社毎日新聞社と、当社グループの中核となる子会社である株式会社TBSテレビとの間には、広告出稿・ニュース情報提供などの継続的な取引関係があります。
石井 直氏が代表取締役社長執行役員を務める株式会社電通と、当社グループの中核となる子会社である株式会社TBSテレビとの間には、放送時間および番組販売などの継続的な取引関係があります。
その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注３) 取締役候補者の重要な兼職の状況については、本招集ご通知17頁から19頁の事業報告「２．当社の現況（２）会社役員の状況①取締役および監査役の状況」に記載のとおりでありますが、次の異動が予定されております。
候補者番号13　槍田松瑩　　平成27年６月19日に三井物産株式会社の取締役を退任し、同社の顧問に就任される予定であります。
(注４) 山本雅弘、槍田松瑩、朝比奈 豊、石井 直の４氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、槍田松瑩、朝比奈 豊の両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、原案どおり再任をご承認いただいた場合には、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
(注５) 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
①社外取締役候補者の選任理由について
山本雅弘、槍田松瑩、朝比奈 豊、石井 直の４氏は、それぞれ放送、総合商社、新聞、広告の企業経営者としての豊富な経験・知識を持つとともに、当社の企業価値の源泉・事業特性に関する深い理解、および当社の企業価値の最大化に邁進していただける情熱や豊かな見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、ならびに企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資するものと判断し、社外取締役候補者としております。
②社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
１．山本雅弘氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年であります。
２．槍田松瑩氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８年であります。
３．朝比奈 豊氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年であります。
４．石井　直氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。
③社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者の山本雅弘、槍田松瑩、朝比奈 豊、石井 直の各氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約にもとづく賠償責任限度額は法令の定める額であり、本定時株主総会において、山本雅弘、槍田松瑩、朝比奈 豊、石井 直の各氏の再任をご承認いただいた場合には、 当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
(注６) 各候補者の担当は、平成27年４月１日現在の取締役および執行役員のものを記載しております。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

(1)インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

(2)インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3)インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

(1)議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

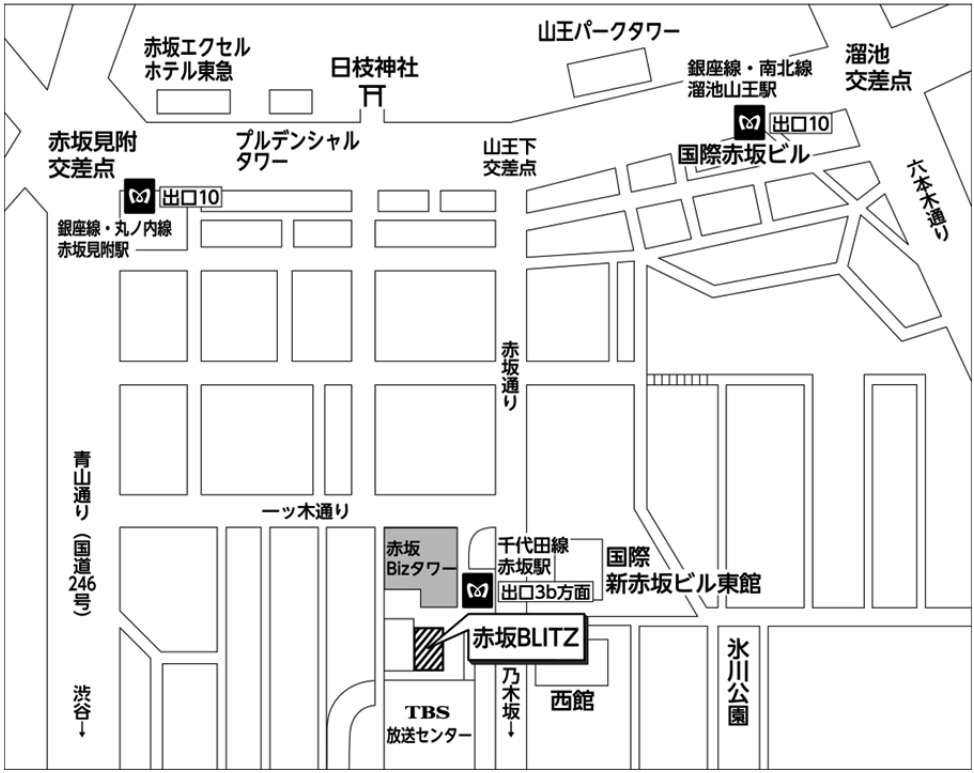

会　場：東京都港区赤坂五丁目３番２号
　　赤坂 BLITZ（ブリッツ）

交　通：地下鉄千代田線 赤坂駅下車 出口3b 方面 階段上り約３分
　　地下鉄銀座線・丸ノ内線 赤坂見附駅下車出口10 徒歩約10分
　　地下鉄銀座線・南北線 溜池山王駅下車出口10 徒歩約10分

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、
上記の公共交通手段をご利用いただくことを
お勧め申しあげます。

UD FONT